大阪1312	藤田　英二	大阪1465	森脇　忠男		
大阪1634	西本　稔	大阪1915	吉元　敦憲		
大阪2138	山下　耕二	大阪2151	尾田　正已		
大阪2503	手島三千尋	大阪2831	蔭山　猛		
大阪2927	中村　容司	大阪2967	河合　竜弥		
大阪3016	松村　司	大阪3154	高田　伸二		
大阪3178	福田匠治郎	大阪3194	永野　眞二		
京都 581	溝上　美好	京都 776	霜出　清澄		
兵庫1540	廣川　謙介	兵庫2006	川崎　義幸		
兵庫2055	黒川　誠一	兵庫2432	清藤　政之		
滋賀 345	田中　文代	愛知1661	土井　政弘		
愛知2322	西尾　岳士	愛知2403	梅基　眞司		
愛知2814	大成　友祐	広島1420	石田　利之		
広島1629	福間　晃信	岡山 860	深井　正		
沖縄 34	松茂良健二	沖縄 282	上原　清		
沖縄 471	神谷　護	宮城 751	佐々木　孝		
宮城1000	久光　伸治	福島1363	遠藤　祐二		
岩手 961	本宮　俊壱	岩手1106	奥　侃		
岩手1140	齋藤　悦男	愛媛 819	西村　嘉章		

平成28年12月12日付

東京6224	山田　誠	東京6832	岩本　裕之
埼玉1226	和田　安正	埼玉1638	近藤　稔昭
静岡1007	井原征三郎	大阪2942	竹内　眞紀
愛知2735	浅野　一彦	大分 567	阿部　重信
宮城 973	齋藤　克己	香川 489	北原　吉廣
徳島 289	川上　守		

平成28年12月20日付

東京6815	戸田　三好	神奈川1852	小峰　利平
神奈川2185	茂木　保	埼玉1950	横倉　哲夫
埼玉1954	亀井　正光	埼玉2106	細沼　健次
茨城1372	鈴木　輝雄	京都 383	古和田光久
広島1317	山中　雅光		

行旅死亡人

本籍、住所、氏名不詳。推定年齢40から50歳代の男性、中肉中背、着衣及び所持品は、上着着用なし、下衣は下着のみ

上記の者は、平成28年11月29日沖縄県南城市知念字久高所在のカベール岬付近海上で発見され、久高診療所に搬送されるも同日、午後６時50分、同診療所医師により死亡が確認され、死因は溺死。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は当市で保管しております。お心当たりの方は、本市福祉事務所社会福祉課まで申し出てください。

平成29年1月12日

沖縄県　南城市長　古謝　景春

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業の下記に記載する者に対する仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知書の送付に代えて、その内容を下記のとおり公告する。

なお、仮換地位置図及び仮換地指定図は掲載を省略し、それらを愛知県清須市清洲上長者町1097番２に掲示する。

平成29年１月12日

名古屋都市計画事業
新清洲駅北土地区画整理事業
施行者　清須市
代表者　清須市長　加藤　静治

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
(1)　住所　広島県広島市中区吉島本町865番地
　　氏名　櫛田利基
(2)　氏名　竹田長兵衛外６名
(3)　氏名　竹田長兵衛外８名

2　通知の内容
(1)　仮換地指定通知
　名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、下記のとおり仮換地を指定します。
　よって、同法同条第５項及び第99条第２項の規定により、通知します。
(2)　上記１(1)の者に対する通知内容
　従前の宅地
　　清須市清洲狐穴1172番2
　　地目　田
　　登記地積　6.61㎡
　　基準地積　6.69㎡
　仮換地
　　12街区43画地
　　地積　4.27㎡
　　過渡地積　0.02㎡
(3)　上記１(2)の者に対する通知内容
　従前の宅地
　　清須市清洲上長者町1100番
　　地目　井溝
　　登記地積　710㎡
　　基準地積　209.62㎡
　仮換地
　　４－１街区２画地
　　地積　19.92㎡
(4)　上記１(3)の者に対する通知内容
　従前の宅地
　　清須市清洲上長者町1065番２
　　地目　井溝
　　登記地積　298㎡
　　基準地積　298.96㎡
　仮換地
　　４－１街区１画地
　　地積　32.12㎡
　　過渡地積　0.01㎡
(5)　仮換地の指定の効力発生の日
　平成28年11月21日
(6)　仮換地について使用又は収益を開始することができる日
　別に定めて通知する

注意
1　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
2　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することができません。

教示
1　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に愛知県知事に審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条に規定されています。)
2　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に清須市を被告として（訴訟において清須市を代表する者は清須市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に清須市を被告として（訴訟において清須市を代表する者は清須市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十八年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十二日

北海道岩見沢市鳩が丘三丁目五番三号
有限会社花仙トラベル
清算人　戸澤　豊

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十二日

札幌市厚別区厚別南二丁目六番一八号
株式会社アソシエイト・ナビ
代表清算人　星野千惠子

解散公告

当社は、平成二十八年十二月十四日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十二日

岩手県盛岡市月が丘一丁目二番一号
有限会社フジサービスコーポレーション
清算人　東　藤男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十二日

仙台市宮城野区鶴ケ谷一丁目一一番地の六
近藤設備工業株式会社
代表清算人　前山　稔